

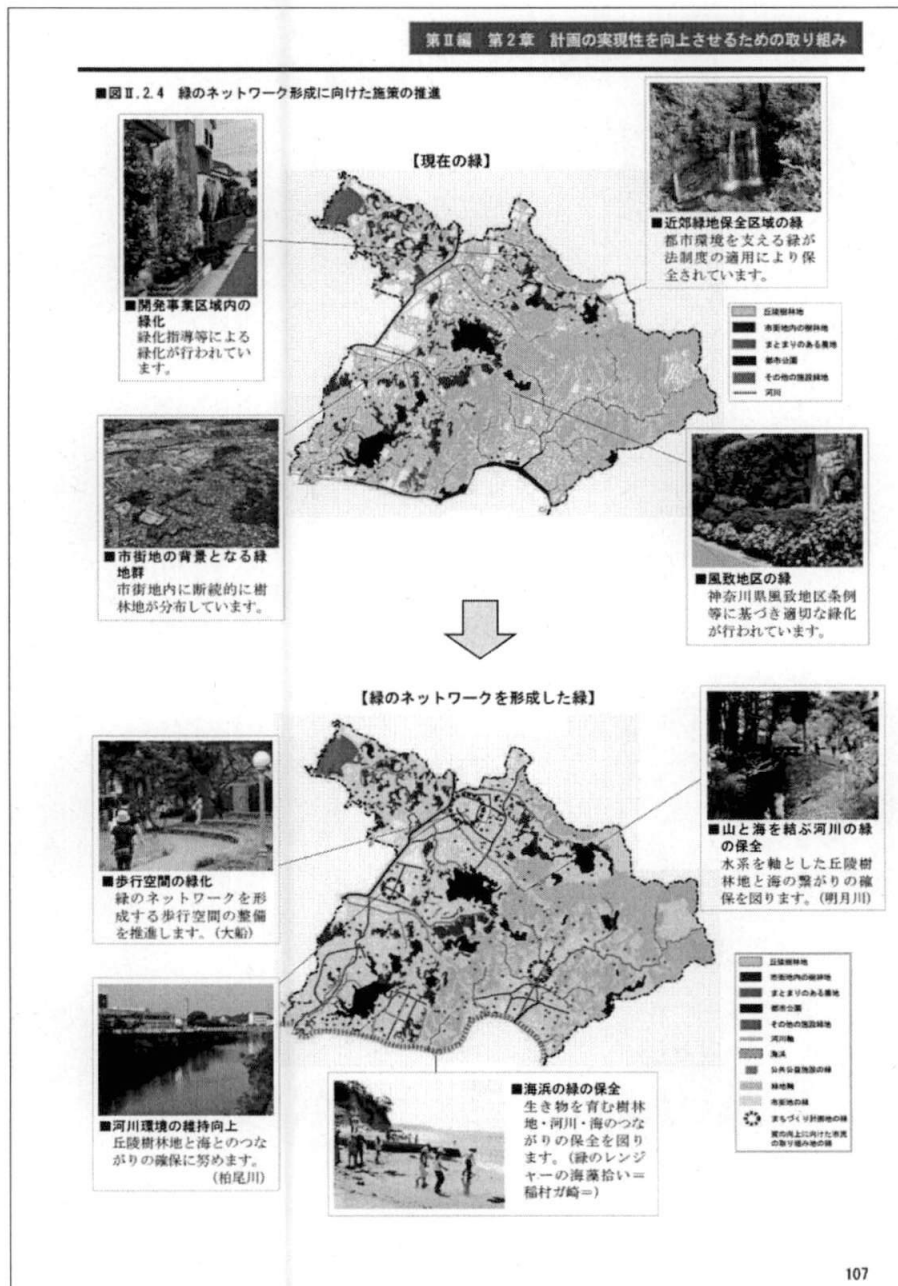
緑の基本計画に基づく緑化施策について

鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて（補足）

本資料は、鎌倉市緑の基本計画、鎌倉市のみどり（平成 30 年度版）記載事項に加筆し作成したものです。

○緑の基本計画 リーディング・プロジェクト

- ・平成 18 年の緑の基本計画の 2 度目の改訂の際に、施策展開の考え方とリーディング・プロジェクト（重点的に取り組むべき施策展開）を定め、計画を推進してきた。
- ・リーディング・プロジェクトのひとつに「緑のネットワークの形成」を掲げ、身近な緑の保全、公共施設緑化の推進、民有地を含むまちづくり事業等と連携した緑化等の誘導を図ることとしている。



■緑の基本計画 P107 「緑のネットワーク形成に向けた施策の推進」のイメージ

## ○緑の基本計画への記載事項と鎌倉市のみどりで公表している方針

### 1 緑の創出に係る法制度

#### (1) 緑化地域候補地についての概要

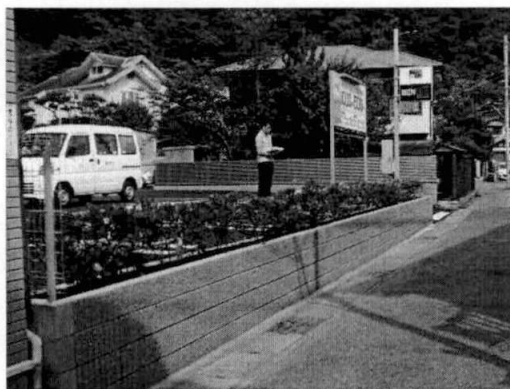
鎌倉市のみどり（平成30年度版） p73 抜粋

緑化地域	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市緑地法に基づき、良好な都市環境の形成に向けた緑の創出を目的として、用途地域内で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地等において緑化を推進する必要がある地区を対象に緑化地域を指定して、建築物の新築・増築に対して敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けるものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域内の用途地域が定められた土地の区域のうち、緑化が不足している地区を中心に、緑化地域の指定候補地として位置付け、指定に向けた取り組みを進めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域での敷地面積 300 m<sup>2</sup>以上の建築物を対象とします。</li> <li>緑化率の最低限度は、近隣商業地域・商業地域が 10%、その他の市街化区域が 20%とします。</li> </ul> </li> </ul>
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年 11 月、緑化地域を指定している、または指定をめざす自治体により、(仮称)緑化地域連絡会が名古屋市で開催され、取り組みの状況等について、鎌倉市から報告を行いました。(同会による議決を経て、「緑化地域連絡会」が発足し、鎌倉市も同会に参画しています。)</li> <li>平成 24 年 11 月、緑化地域連絡会が横浜市で開催され、指定に向けた課題等について、鎌倉市から報告を行いました。</li> <li>平成 25 年 11 月、緑化地域連絡会が東京都世田谷区で開催され、既指定自治体の現状と課題についての報告がありました。</li> <li>平成 26 年 11 月、緑化地域連絡会が愛知県豊田市で開催され、既指定自治体の現状と課題についての報告がありました。</li> <li>平成 28 年 10 月、緑化地域連絡会が名古屋市で開催され、既指定自治体の現状と課題についての報告がありました。</li> </ul>

#### (2) 風致地区・開発事業区域内等の緑化についての概要

鎌倉市のみどり（平成30年度版） p74 抜粋

風致地区・開発事業区域内等の緑化	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>風致地区内行為に伴う緑化、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づく開発事業に伴う緑化を行うものです。</li> </ul>
方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑豊かな快適性の高い居住環境の形成を図るため、風致地区及び開発事業区域内等での緑化を推進します。</li> <li>既存植生や周辺緑地の植生に配慮するなど、地域の特色を反映した開発事業に伴う緑化を推進します。</li> </ul>
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年 10 月、「鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例」を制定し、コインパーキング設置に伴う緑化協議が条例で義務付けとなり、平成 24 年 4 月に施行しました。</li> <li>平成 29 年度、開発事業区域内で 88 件の緑化協議を行いました。(風致地区を含む)</li> <li>平成 29 年度、コインパーキングの設置に伴い 21 件の緑化協議を行いました。</li> </ul>



コインパーキングの設置に伴い、植栽された低木(坂ノ下)

ア 風致地区・開発事業区域における緑化協議等による緑化地等の確保

年度	緑化協議件数	緑地		公園の設置		備考
		件数(件)	面積(m <sup>2</sup> )	件数(件)	面積(m <sup>2</sup> )	
S57	28	2	9,199	6	3,510	
S58	42	-	-	3	514	
S59	58	2	2,175	10	5,085	
S60	56	1	2,222	2	896	
S61	98	1	221	10	2,443	
S62	79	-	-	6	1,143	
S63	94	1	3,400	5	2,168	
H元	73	2	2,821	4	4,605	
H2	83	1	1,931	13	4,401	
H3	62	-	-	1	1,903	
H4	43	-	-	1	160	
H5	33	-	-	-	-	
H6	53	1	5,200	8	2,701	
H7	50	-	-	5	3,963	
H8	66	3	9,007	6	5,790	
H9	49	7	3,659	4	7,269	
H10	50	1	150	4	2,650	
H11	46	2	719	6	2,800	
H12	60	3	3,873	4	2,684	
H13	70	1	804	5	1,583	
H14	51	-	-	6	3,490	
H15	100	2	17,100	3	2,261	
H16	64	-	-	3	1,586	
H17	72	2	7,702	9	3,378	
H18	90	4	4,199	5	2,385	
H19	81	2	2,860	4	1,838	内、一箇所は拡大
H20	60	-	-	1	386	
H21	40	1	300	-	-	
H22	64	2	7,152	2	1,074	
H23	61	-	-	-	-	
H24	53	-	-	1	224	
H25	108	-	-	-	-	
H26	87	1	500	3	766	風致地区内 25件
H27	86	1	1491	1	1781	風致地区内 17件
H28	87	1	542	-	-	風致地区内 27件
H29	88	-	-	-	-	風致地区内 39件
合計	2,385	44	87,227	141	75,437	

イ コインパーキング設置に伴う緑化協議件数

	20～22年度	～27年度	28年度	29年度
コインパーキング設置に伴う緑化協議数(件)	19	72	30	18

(3) まち並みのみどりの奨励事業についての概要

鎌倉市のみどり (平成30年度版) p82 抜粋

まち並みのみどりの奨励事業	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かなまち並み景観を創造するため、市民や企業などが住宅・店舗・商業ビル・事務所・駐車場等の接道部を緑化する場合に、その経費の一部を予算の範囲内で補助する制度です。</li> <li>・市民の緑化活動に対する助成については、生け垣の設置に限定せず、接道部への高木植栽等についても補助の対象としています。</li> <li>・緑化にあたっては、市が土地利用や立地条件等に応じた緑化指導を行っています。</li> </ul>

<p>制度概要</p>	<p>【補助の対象とする接道緑化と補助の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象とする接道緑化は次のとおりです。             <ol style="list-style-type: none"> <li>接道緑化の延長が 3m 以上であること。</li> <li>接道面から 3m 以内に植栽される樹木又は設置される生け垣であること。ただし、樹木と生け垣を組み合わせるときは、生け垣より建物敷地等の内側に植栽される中木及び低木は、補助対象としない。</li> <li>生け垣は、植栽時の高さが 0.5m 以上であり、かつ、植栽の本数が 0.9m につき 2 本以上であること。</li> <li>樹種は、市長の推奨するもので、樹木が健全であること。</li> </ol> </li> <li>補助金は、市長が算出した標準経費(工事予定額が当該標準経費に満たない場合は、工事予定額とします)の 1/2 の額とし、150,000 円を限度としています。 (ただし、次の区域内において接道緑化の取決めがある場合又は危険ブロック塀等補助金の交付を受けてブロック塀等を除却する者で危険ブロック塀等補助金交付決定後、1年以内に当該補助金の交付対象となったブロック塀等にかえて建物敷地等に接道緑化をする場合は、2/3 の額とします。) 「緑地協定区域」「地区計画が定められた区域」「景観協定区域」「自主まちづくり計画策定地区」「景観形成地区」</li> <li>鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例の規定により接道緑化をする者などは、補助金の交付を受けることができません。</li> </ul>
<p>方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱に基づき、市民などによる接道緑化を支援(補助率 1/2)します。</li> <li>街路樹のある道路の沿道宅地の接道緑化など、既存の緑の存在効果を向上させることに配慮した制度の充実に努めます。</li> <li>都市緑地法による緑地協定区域、都市計画法による地区計画が定められた区域、景観法による景観協定区域、鎌倉市まちづくり条例による自主まちづくり計画策定地区及び鎌倉市都市景観条例による景観形成地区内で取決めがある場合は、接道緑化に対する補助率を 2/3 としています。</li> </ul>
<p>取り組みと実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 12 年 6 月 30 日までは、「いけがき設置奨励事業」、その後「まち並みのみどりの奨励事業」とし、接道部への高木植栽等についても助成の対象とするなど制度を充実させました。</li> <li>鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱を平成 19 年 3 月 27 日付で一部改正し、補助対象を「駐車場の接道部を緑化する者」にまで拡大して制度を充実させました。</li> <li>平成 29 年 3 月 28 日、従来の「鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱」を廃止し、改めて同要綱を定めました(平成 29 年 4 月 1 日施行)。危険ブロック塀等除却費の補助と連携することで、安全で景観に配慮されたまち並みを生み出すための事項を追加しています。</li> <li>平成 29 年度、17 件の接道緑化を助成し、そのうち補助率が 2/3 となる接道緑化の補助件数は 1 件でした(危険ブロック塀対策事業補助金の交付決定を受けて 1 年以内にこれに替わる緑化をしたため)。</li> <li>平成 29 年度までに助成した、接道緑化の総延長は、24,513.1m です。</li> </ul> <div data-bbox="890 1413 1391 1783" data-label="Image"> </div> <p>緑豊かなまち並み景観を創造する接道部の緑化(平成 29 年度に補助)</p>

ア 昭和 55 年度からの実績

年度	件数	延長(m)		本数 (本)	補助金総額 (円)
		総延長	道路面		
S55	48	1,285.0	762.2	3,374	2,986,665
S56	39	896.2	384.8	1,985	2,279,260

年度	件数	延長(m)		本数 (本)	補助金総額 (円)
		総延長	道路面		
S57	43	1,045.7	358.0	2,764	2,706,070
S58	37	790.6	598.3	2,044	2,175,862
S59	54	1,206.3	759.5	3,280	3,693,723
S60	52	1,128.0	632.6	2,891	3,958,235
S61	52	1,127.2	694.1	3,063	4,371,270
S62	51	1,391.3	903.9	3,960	5,942,210
S63	55	1,290.5	699.2	3,699	5,743,250
H元	31	689.7	458.2	1,935	3,261,780
H2	31	686.0	457.1	1,997	3,483,885
H3	41	756.1	441.6	2,037	4,139,591
H4	37	718.9	518.5	1,919	4,391,973
H5	51	1,057.8	618.5	2,917	6,727,695
H6	42	907.9	557.5	2,658	5,753,209
H7	40	789.2	496.7	2,220	5,197,744
H8	54	936.0	619.6	2,729	6,273,103
H9	34	803.9	517.7	2,349	5,404,512
H10	31	605.7	414.5	1,620	3,940,826
H11	40	753.5	433.5	2,142	4,925,829
H12	49	699.5	540.4	1,930	4,248,938
H13	46	726.0	675.7	1,706	3,677,500
H14	25	381.4	360.1	1,072	2,233,500
H15	32	397.6	364.4	1,421	2,355,600
H16	40	534.6	509.5	1,940	3,049,000
H17	31	369.7	314.0	927	1,958,300
H18	36	455.1	440.4	1,169	2,517,000
H19	27	338.5	316.6	897	2,060,800
H20	24	301.7	285.1	856	1,695,300
H21	26	276.4	263.4	657	1,807,500
H22	17	208.2	192.6	637	1,154,500
H23	17	176.2	161.4	534	1,155,200
H24	25	310.3	281.7	746	1,645,200
H25	8	87.0	70.9	239	475,800
H26	10	145.1	136.7	354	735,600
H27	11	118.0	109.0	357	857,000
H28	12	122.3	115.4	275	857,000
H29	17	181.5	169.4	588	1,480,800
計	1,316	24,694.6	16,632.7	67,888	121,321,230

※平成12年6月30日までは『いけがき設置奨励事業』として実施していました。

イ 補助率を2/3に増して交付した件数

年度	件数	年度	件数	年度	件数
H18	3	H23	0	H28	1
H19	2	H24	2	H29	1
H20	0	H25	1		
H21	1	H26	1		
H22	1	H27	1	合計	14

(4) 地域提案型の公共施設の緑化についての概要

地域提案型の公共施設の緑化	
内容	・さまざまなまちづくり事業等と連携した市街地の緑化の一環として、地域提案型による公共施設の緑化を、鎌倉市景観計画に配慮して行うものです。
方針	・地域からの提案などに応じた公共施設の緑化を検討します。

取り組み と実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年度、かまくら桜の会が、若宮大路でみどりのボランティアとして、花苗の植えつけを行いました。</li> <li>平成 29 年度にかまくら桜の会によって若宮大路に植栽された花苗の内、2,400 株が神奈川県藤沢土木事務所から提供されたものです。</li> <li>平成 29 年度、神奈川県藤沢土木事務所が街路樹剪定士に委託し、若宮大路のマツ 217 本を剪定しました。</li> <li>平成 29 年 10 月 5 日、かまくら桜の会が鎌倉歴史文化交流館へ桐ヶ谷桜を 2 本植樹しました（かながわトラストみどり財団「平成 29 年度ふれあい緑化事業」の実施による）。</li> </ul>
-------------	--

(5) オープンガーデンの支援についての概要

オープン・ガーデンの支援(検討)	
内 容	・緑豊かなまち並みの創造の一環として、市民が庭や敷地を自発的に緑化し、オープン・ガーデンとして公開することを支援するものです。
方 針	・市民による、暮らしを豊かにする緑化活動に対する支援を検討します。
取り組み と実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>笹目町や大町の個人宅でオープン・ガーデンを実施している事例があります。</li> <li>平成 26～29 年度、オープン・ガーデンの実施主の 1 名が会費の一部を鎌倉風致保存会へ寄附しています。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>個人宅で実施されているオープン・ガーデン(写真左右とも)(写真提供：オープン・ガーデン実施者)</p>

2 緑化推進施策に係る執行額の内訳 (平成 29 年度)

※鎌倉市のみどり (平成 30 年度版) 別冊 1 から抜粋

主として緑化の推進に係る制度・事業	執行額 (千円)	内 訳(千円)			
		国費	県費	市費その他	市費
公共施設の緑化	・ 鎌倉山桜並木保存計画				
	委託金額	162			162
市民が主体となる緑化への支援	・ まち並みのみどりの奨励事業				
	補助金交付額	1,481			1,481
緑化の推進 計		1,643	0	0	0 1,643

(参考資料) 指定候補地の概要

図 緑化地域指定候補地 (鎌倉市緑の基本計画 p154)

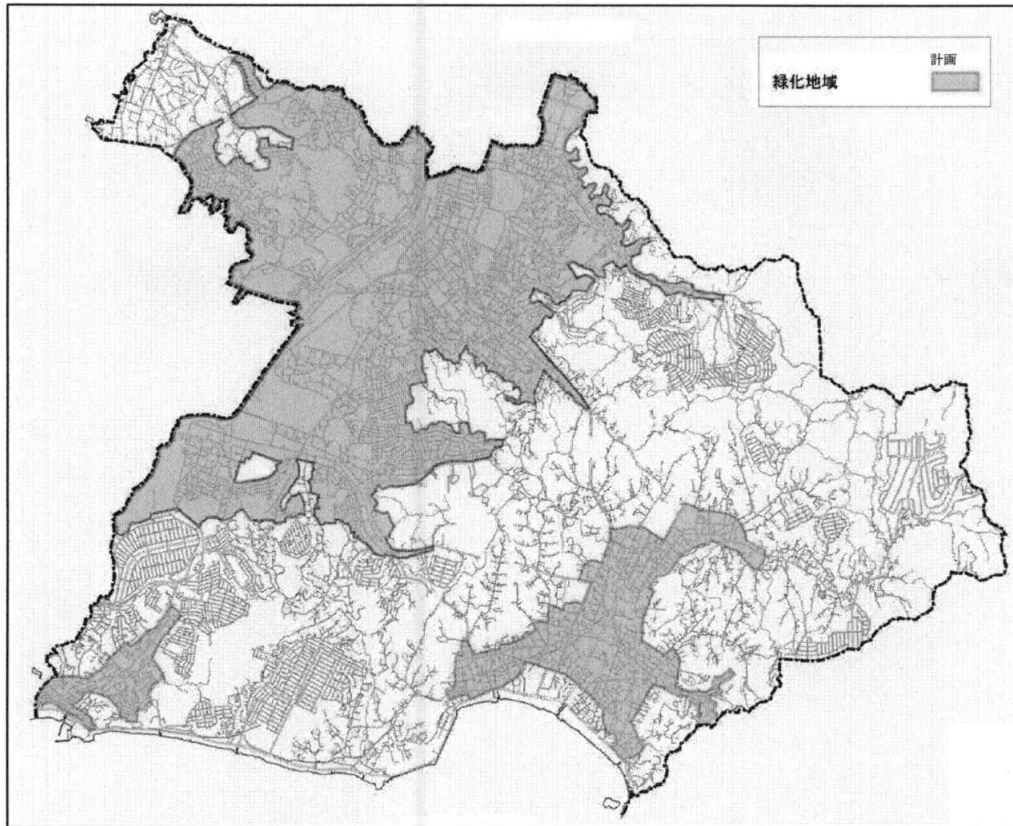


図 風致地区指定候補地 (鎌倉市緑の基本計画 p153)

